

南三建 第 292 号
平成 23 年 10 月 28 日

南三陸町都市計画審議会
会長 加茂川 融 様

南三陸町長 佐藤 仁



志津川都市計画被災市街地復興推進地域の決定について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条
第 2 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

計 画 書

志津川都市計画被災市街地復興推進地域の決定（南三陸町決定）

都市計画志津川地区被災市街地復興推進地域を次のように決定する。

名 称	志津川地区被災市街地復興推進地域
位 置	南三陸町志津川字天王前、大森町、城場、上の山、五日町、十日町、南町、汐見町の各全部、新井田、天王山、大森、旭ヶ浦、本浜町、助作、廻館前、中瀬町、塩入の各一部
面 積	約 154.4 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区は、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置を行い、災害に強い健全で良好な市街地形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日	平成25年3月10日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

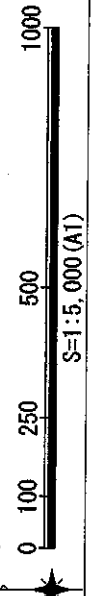
このことから、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定する。

志津川都市計画 志津川地区被災市街地復興推進地域 総括図

志津川地区被災市街地復興推進地域 (新規)
(約154.4ha)

区分	面積(㎡)	面積(%)	用途
第一種市街地	15,120	9.8	商業・業務
第二種市街地	18,000	11.7	商業・業務
第三種市街地	15,000	9.7	商業・業務
第四種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第五種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第六種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第七種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第八種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第九種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十一種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十二種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十三種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十四種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十五種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十六種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十七種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十八種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第十九種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十一種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十二種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十三種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十四種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十五種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十六種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十七種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十八種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第二十九種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十一種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十二種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十三種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十四種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十五種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十六種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十七種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十八種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第三十九種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十一種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十二種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十三種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十四種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十五種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十六種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十七種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十八種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第四十九種市街地	12,000	7.8	商業・業務
第五十種市街地	12,000	7.8	商業・業務

用途	面積(㎡)	面積(%)
第一種市街地	15,120	9.8
第二種市街地	18,000	11.7
第三種市街地	15,000	9.7
第四種市街地	12,000	7.8
第五種市街地	12,000	7.8
第六種市街地	12,000	7.8
第七種市街地	12,000	7.8
第八種市街地	12,000	7.8
第九種市街地	12,000	7.8
第十種市街地	12,000	7.8
第十一種市街地	12,000	7.8
第十二種市街地	12,000	7.8
第十三種市街地	12,000	7.8
第十四種市街地	12,000	7.8
第十五種市街地	12,000	7.8
第十六種市街地	12,000	7.8
第十七種市街地	12,000	7.8
第十八種市街地	12,000	7.8
第十九種市街地	12,000	7.8
第二十種市街地	12,000	7.8
第二十一種市街地	12,000	7.8
第二十二種市街地	12,000	7.8
第二十三種市街地	12,000	7.8
第二十四種市街地	12,000	7.8
第二十五種市街地	12,000	7.8
第二十六種市街地	12,000	7.8
第二十七種市街地	12,000	7.8
第二十八種市街地	12,000	7.8
第二十九種市街地	12,000	7.8
第三十種市街地	12,000	7.8
第三十一種市街地	12,000	7.8
第三十二種市街地	12,000	7.8
第三十三種市街地	12,000	7.8
第三十四種市街地	12,000	7.8
第三十五種市街地	12,000	7.8
第三十六種市街地	12,000	7.8
第三十七種市街地	12,000	7.8
第三十八種市街地	12,000	7.8
第三十九種市街地	12,000	7.8
第四十種市街地	12,000	7.8
第四十一種市街地	12,000	7.8
第四十二種市街地	12,000	7.8
第四十三種市街地	12,000	7.8
第四十四種市街地	12,000	7.8
第四十五種市街地	12,000	7.8
第四十六種市街地	12,000	7.8
第四十七種市街地	12,000	7.8
第四十八種市街地	12,000	7.8
第四十九種市街地	12,000	7.8
第五十種市街地	12,000	7.8

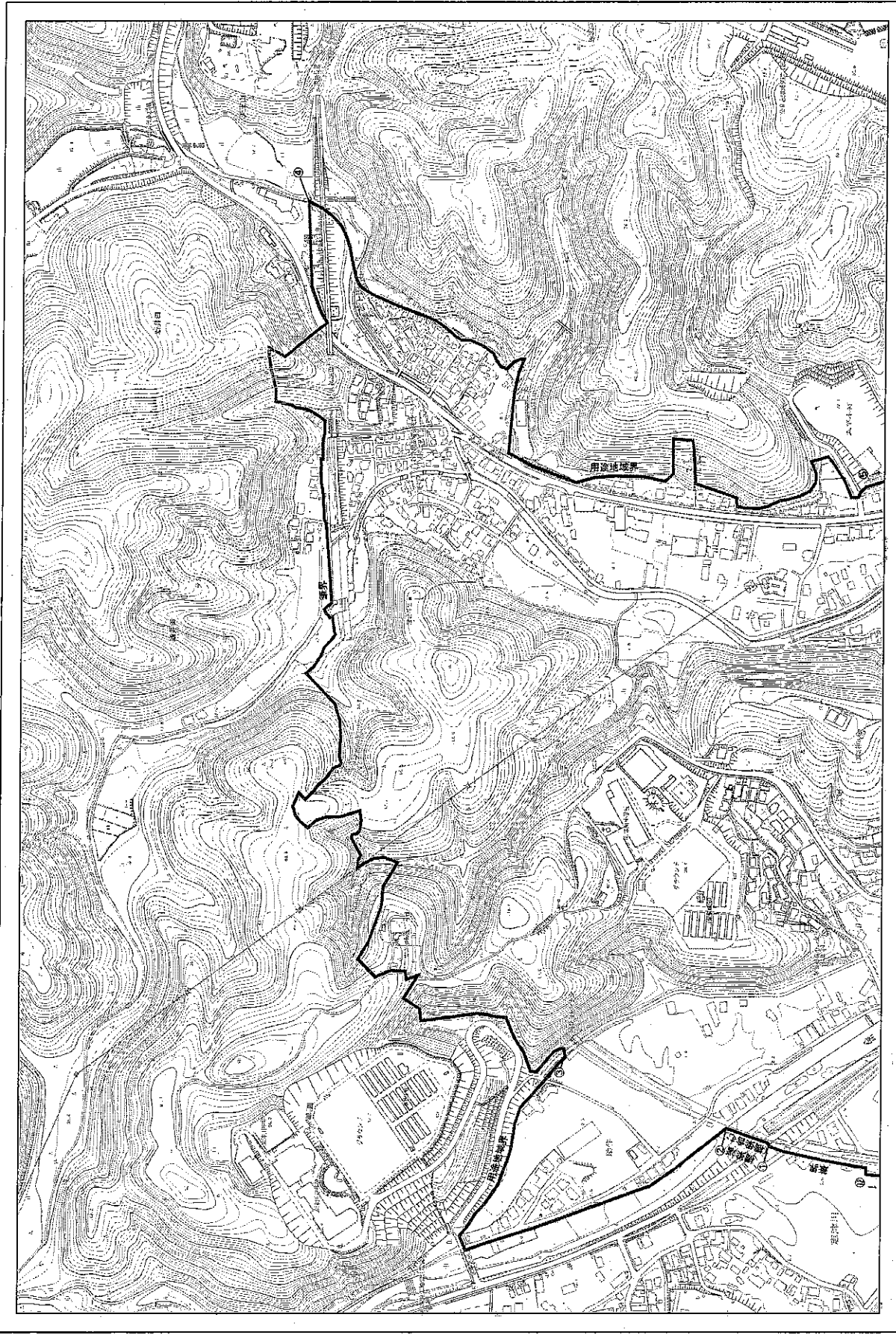


志津川都市計画
志津川地区被災市街地復興推進地域 計画図

No. 1
No. 2



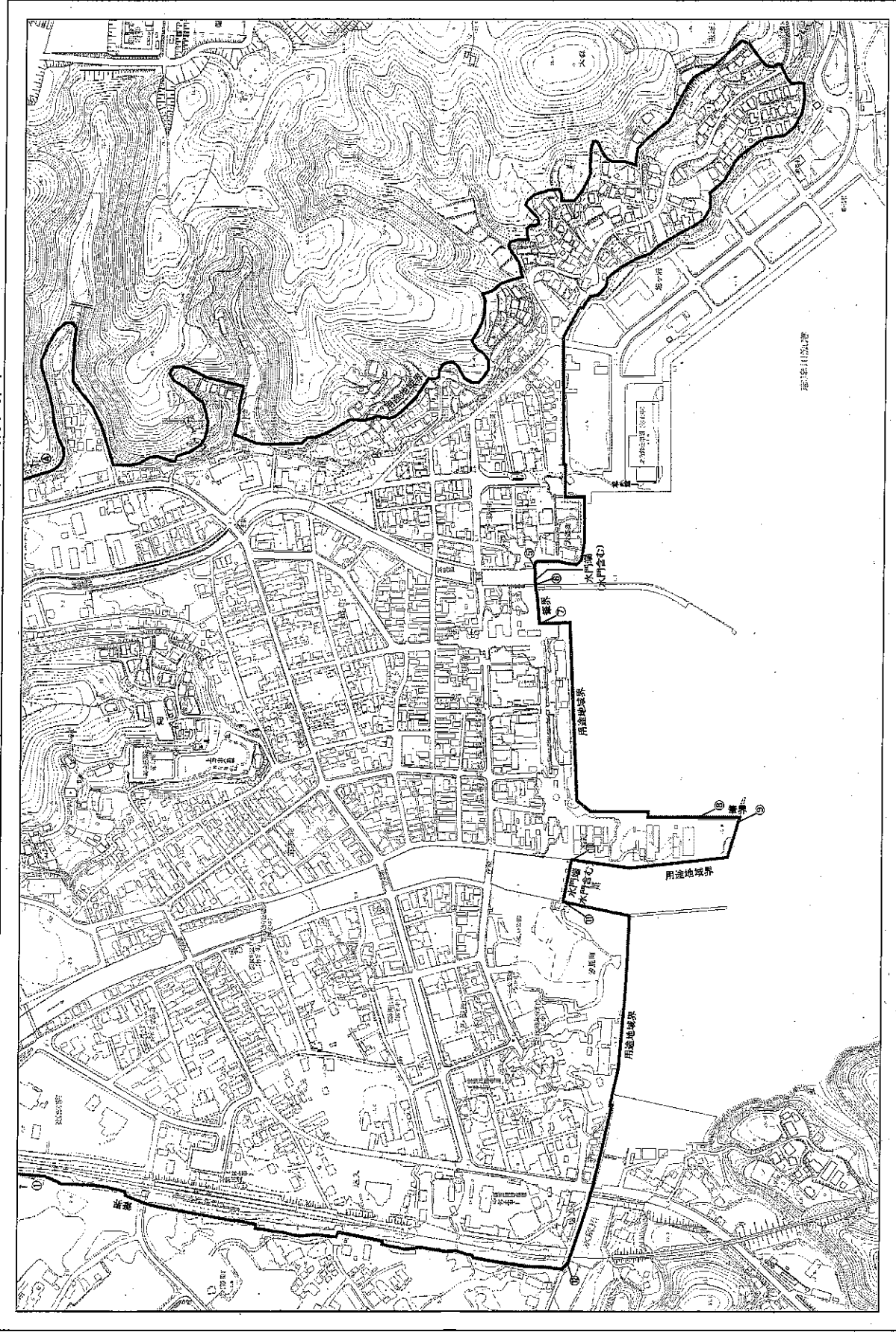
復興市街地復興推進地域	
番号	境界の説明
①-②	標高線(傾斜を含む)
②-③	用途地域界
③-④	界
④-⑤	用途地域界
⑤-①	界



No. 1

志津川都市計画
志津川地区被災市街地復興推進地域 計画図

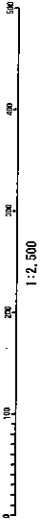
No. 1
No. 2



志津川地区被災市街地復興推進地域

番号	境界の説明
①-⑤	用途地域界
⑥-⑧	水門堰(代行橋心)
⑨-⑭	境界
⑮-⑰	用途地域界
⑱-⑲	境界
⑳-㉑	用途地域界
㉒-㉓	水門堰(代行橋心)
㉔-㉕	用途地域界
㉖-㉗	境界

No. 2

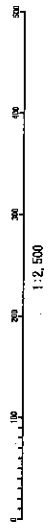
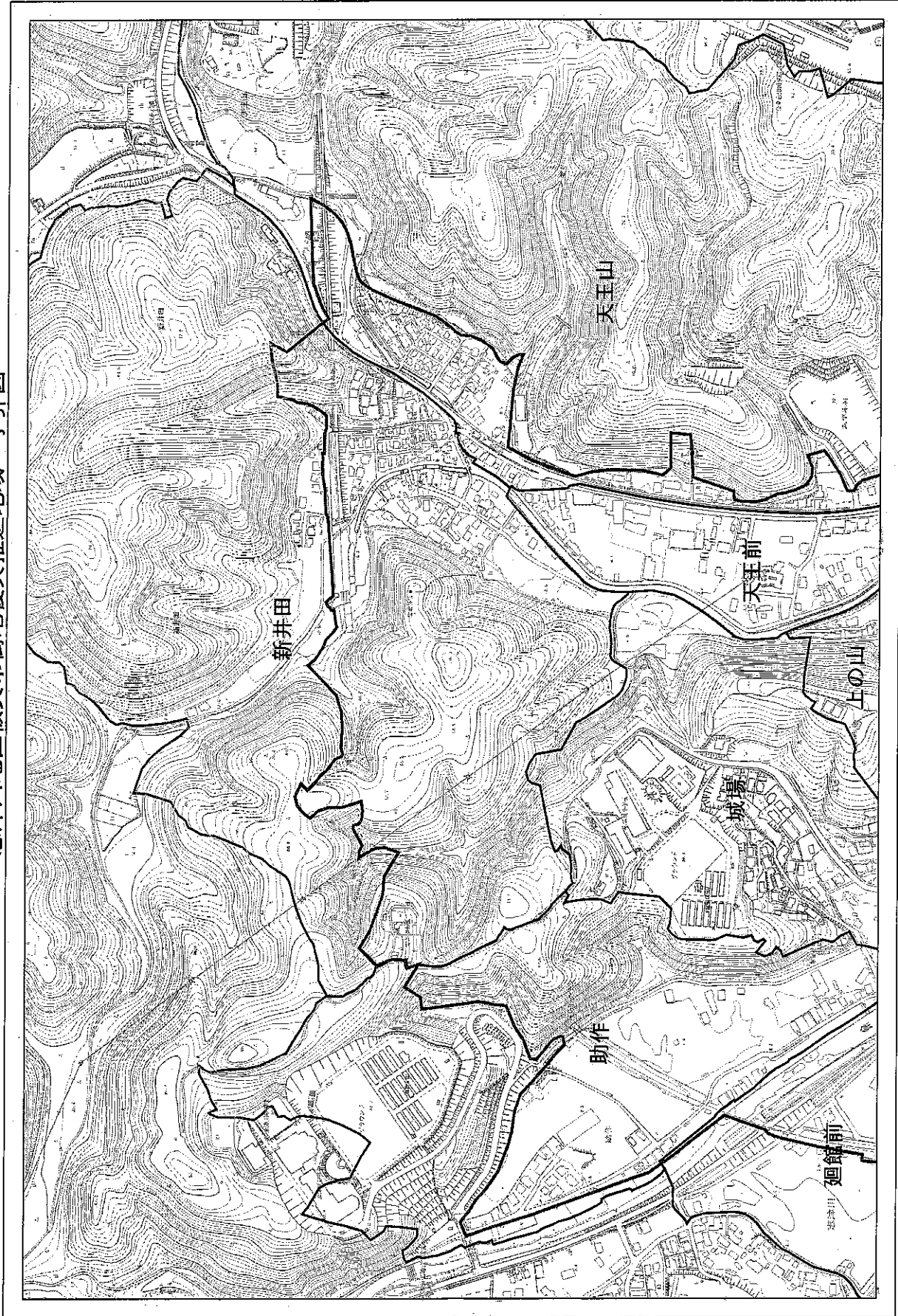


志津川都市計画
志津川地区被災市街地復興推進地域 字界図

No. 1
No. 2



被災市街地復興推進地域
字界



1:2,500

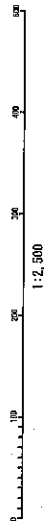
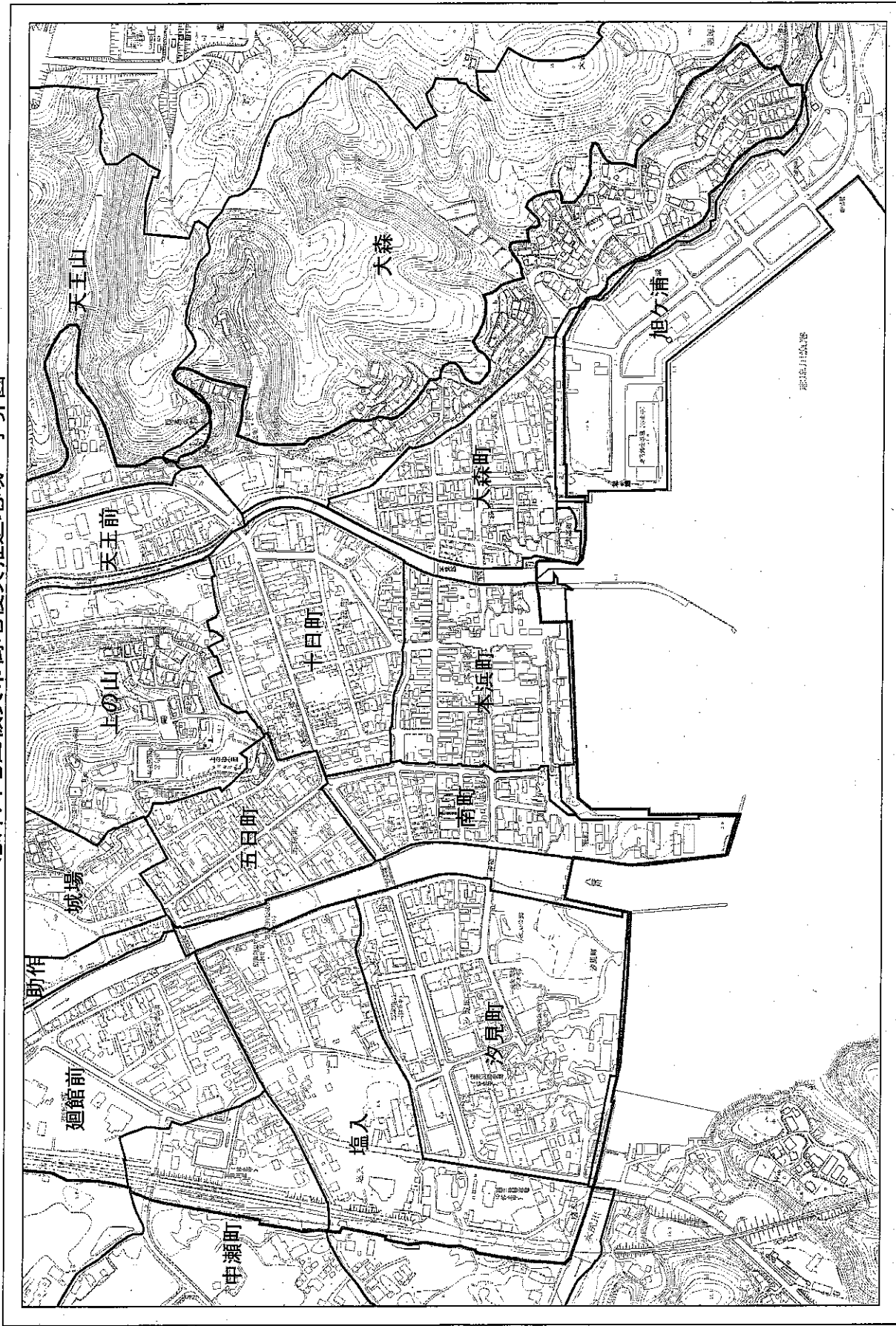
No. 1

志津川都市計画
志津川地区被災市街地復興推進地域 字界図

No. 1
No. 2

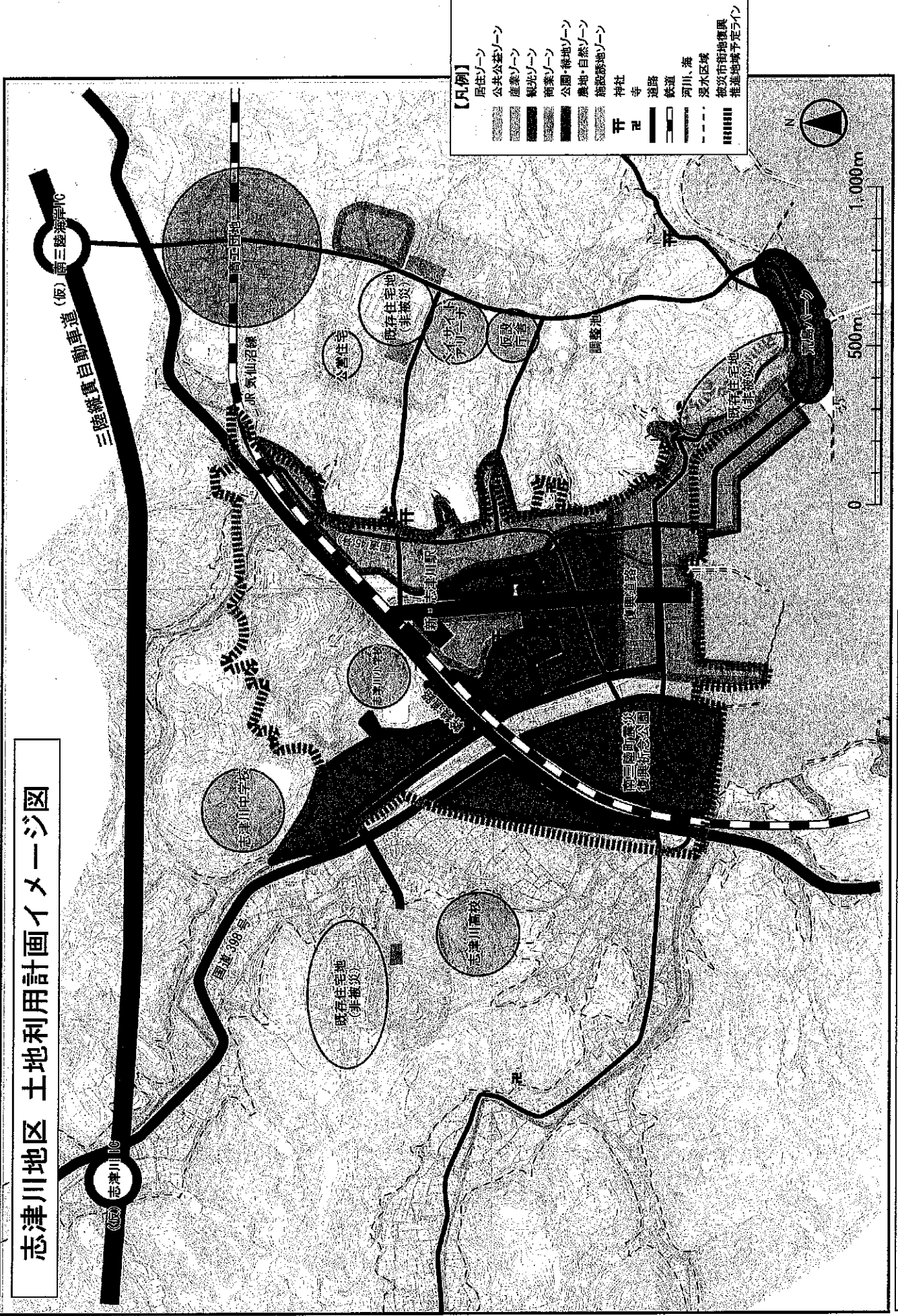


被災市街地復興推進地域
字界



No. 2

志津川地区 土地利用計画イメージ図



※この図は、現在検討中の試案であり、今後の町民意向の把握や関係機関等との調整を踏まえて、変更する場合があります。今後も、南三陸町の土地利用を具体化すべく、検討を進めていきます。

志津川都市計画被災市街地復興推進地域の決定（案）に係る意見書の要旨と考え方

番号	意見書の要旨	意見書に対する考え方
1	<p>【建築制限区域の解除について】</p> <p>今回の案では、現行の建築制限区域の一部が解除されるとあるが、解除された地区について、今後まちづくりは行わないのか。</p>	<p>災害に強いまちづくりを目指す観点から、今後、土地区画整理事業等の事業手法を用いた幹線道路の整備等、一体的な面整備を実施していく必要があると考えております。</p> <p>今回、建築制限が解除された地区につきましても、地域の皆さんの意向もお伺いしながら、まちづくりを進めて参ります。</p>
2	<p>【被災市街地復興推進地域の設定について】</p> <p>志津川地区のみ被災市街地復興推進地域の設定が行われ、まちづくりのイメージが提示されているが、その他の地域について具体的な計画案は示されないのか。</p>	<p>被災市街地復興推進地域の指定は、都市計画区域内における事業です。</p> <p>志津川地区以外の地区につきましても、防災集団移転促進事業等の手法を用いて、居住地の高台移転による災害に強いまちづくりを目指します。</p> <p>志津川地区以外のまちづくりについても、今後、地域の住民の皆さんの意向を出来得る限り反映して参ります。</p>
3	<p>【迅速な復興事業計画の策定について】</p> <p>建築制限の長期化は、生活再建や企業活動に甚大な影響を及ぼす。区画整理事業等の事業実施区域の選別を行うとともに、具体的な計画の提示及び事業の実施を早急に行ってほしい。</p>	<p>地域の皆さんの意向をお伺いしながら、スピード感を意識して、土地区画整理事業計画等の策定を進めてまいります。</p> <p>一日も早い復興を目指し、今後も努力してまいりますので、ご支援を宜しくお願いします。</p>